

生きていける賃金を出せ！ 希望者全員を正社員にしろ！

2020 CTS 春闘ニュース

職場討議資料 No. 2 2020年2月10日

動労千葉 (国鉄千葉動力車労働組合)

「2020年4月～派遣労働者にも退職金」の厚労省通達

CTSでも契約・パート社員の退職金制度が必要になる

注目記事！

同一労働同一賃金は、退職金にも適用される。

昨年7月8日、厚労省は同一労働同一賃金のスタートにあわせて「派遣労働者にも退職金を支払うように」という通達を各県の労働局長に出した。

これは直接には派遣労働者を対象にしている。しかし、多くの労働法の学者は「当然（直接雇用の）有期雇用・短時間雇用（パート）にも適用すべき」と述べている。

CTSではいま、契約・パート社員には退職金制度ない。65歳の定年の日まで働いた場合に「功労金制度」はあるが、退職金制度とはまったくの別物だ。CTSは、ただちに社員と同じ退職金制度を新設することが必要だ。

労働法学者↓

「派遣も退職金をもらうのに、有期契約社員やパート社員は退職金がないということはありません。当然、自社の正社員と同じような退職金制度を有期・短時間労働者にも適用しなければならない」

(東大教授・水町勇一郎)

厚労省が示した派遣労働者への退職金支給の例

<パターン1 一般的な退職金制度で支払う> (数字は支給月数)

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年
自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

※原則として勤続3年以上

※例：3年間で自己都合退職、月給20万円の場合、16万円の退職金を支給

<パターン2 時給に上乗せして退職金(6%)を前払い>

※例 時給1500円の派遣労働者の場合

1500円+(退職金分)90円=1590円を支払う

(月150時間労働の場合、1か月で13500円を上乗せ)

感想、職場での困りごと、問題点など気軽に連絡ください

国鉄千葉動力車労働組合（略称：動労千葉）

千葉県千葉市中央区要町 2-8 DC 会館内 電話 043-222-7207

HP：<https://doro-chiba.org>（「動労千葉」で検索） mail：doro-chiba@doro-chiba.org